

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成23年1月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成23年1月26日(水) 開会 午後2時00分

閉会 午後5時25分

会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	荒井 清	委員長職務代理者	小川 信子
委員	山口 恵子	委員	秋山 皓一
教育長	佐藤 玉江		

出席職員

教育長	佐藤 玉江(再掲)	教育総務部長	関川 義雄
生涯学習部長	吉田 昭二	教育総務課長	坂本 公男
学校施設課長	堀越 慎一	学務課長	小舘 修
教育指導課長	五十嵐 正憲	学校給食センター所長	古関 修
生涯学習課長	遠藤 英男	生涯スポーツ課長	檜垣 好克
公民館長	須藤 清子	図書館長	大木 禎夫
生涯学習課主幹	堀越 美好	教育総務課主幹(書記)	秋山 雅和

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 教育長報告

① 主催事業

- ・ 12月20日 市民運動会協議会について

平成23年度開催の市民運動会の実施方式について検討を行い、概ねの結論を得た。学

区対抗をやめて地区対抗形式とする。大人から子どもまで、障害のある方もない方も多くの市民の皆さんが参加できるような形式で、青少年健全育成協議会を母体として開催するのが良いのではないかとの意見でまとめた。

・ 12月21日 竹久秀樹氏への紺綬褒章伝達について

紺綬褒章は公益のための多額の寄付者に贈られる褒章。竹久氏は今年度から日展の審査員をされることとなった画家で、氏の出身地区にある久住中学校に飾らせていただいている絵画他、計2点を寄贈いただいた。紺綬褒章が授与されたので賜杯とともに伝達させていただいた。

なお、市の表彰式においても徳行彰を授与させていただいている。

・ 12月28日 仕事納めの式について

市全体の仕事納めの式の後、教育委員会としても仕事納めの式を行った。いくつかの課の仕事を例示し、いろいろな問題もあったが職員皆の力で克服できた。学校でも様々な出来事もあったが、皆で協議を重ね職務を推進できたことは評価できるとの話をした。

・ 1月4日 仕事始めの式について

市の仕事始めの式では、市長から、チャレンジ精神を忘れない。スピード感のある仕事をする。常に市民目線で仕事を行うこととの訓話があった。教育委員会の職員もまったく同じなので、そのことを話し、併せて、仕事は一人ひとりが自分のこととして取り組まなければ良い仕事は出来ないと話をさせてもらった。

・ 1月10日 成田市成人式について

1,497名の新成人中976名が出席した。出席率は例年通りの数字だが、今年は式典のみだったこともあり、大きな混乱はなく終了できた。式典の後に映像として流した小中学校時代の思い出のスクリーンでは、当時の流行歌をBGMとして流したりして、画面に見入る者も比較的多かったように思う。全体に混乱などは無く穏やかな式であった。

・ 1月12日 校長会議について

今年初めての校長会議であるので、起こってしまった事故については仕方が無いが、初期対応が重要である。しっかりとした対応をしていただくようお願いした。学級経営については、一人ひとりを良く見ていくことの重要性について、本からの引用を交えて話させていただいた。

・ 1月13日 第3回給食施設整備庁内検討委員会について

この後の報告事項で、学校給食施設整備実施計画（案）の内容について報告させていただくこととなっている。このときの会議では最終的なとりまとめを行うために実施したパ

ブリックコメントの結果について説明をした後、感想・意見等をいただいた。

・ 1月13日 副読本調査員委嘱状交付について

安全についての副読本を選定するにあたって調査員4名に委嘱状を交付した。2月4日に報告書が提出されてくるということなので、後日開催される教育委員会会議で選定していただくこととなる。

・ 1月14日・17日 校長面談について

市内の各小中学校校長から、来年度の学校経営方針に基づく人事構想について面談を受けた。これを受けて、19日の北総教育事務所長の面談に臨むこととなる。

・ 1月18日 教頭会議について

日程も近かったので、校長会議と同様の内容を話した。また、教師が保護者を訴えるという事件に関するの記事を基に、不祥事のことも含めて話をした。原告が在籍する学校では、被告のような親に負けないように教育現場を代表して訴訟を提起したものと受け止めており、当該教師を支援していくというコメントをしている。しかし、新聞記事はすべてを伝えてはいないことが多いので注意が必要だが、この記事を読んで感じるのは、私たちは常に、周辺の大人たちよりも子どもにとってどうなのか、子どものことを忘れてはいけない。成田市でも現在訴訟が提起されていることもあるが、大人は常に子どもを見守っていかなければいけない立場であり、子どもを忘れた対応をすることは避けなければならないと話した。

・ 1月25日 市民運動会協議会について

12月20日の会議を受けて、青少年健全育成協議会が中心になって開催できるよう話を進めているところである。しかし、これに先立ち、青少年健全育成協議会の会長会議があつて、自分たちが母体になるのは難しいとの結論になったということであつた。それゆえ、この日の会議では運営母体を決めるにいたらなかった。とりあえず現状報告をし、今後どのようにすべきかについて参加者の意見等を伺った。

② その他

・ 12月27日 韓国・井邑市からの中高生友好訪問団表敬訪問について

友好都市である韓国・井邑市から中高生が友好訪問団として、この日に到着し、表敬訪問を受けた。その後、ホームステイ交流などを行って31日に帰国した。

・ 1月7日 西中学校陸上競技部女子駅伝チーム「全国大会」入賞報告について

山口県で行われた大会で7位入賞という結果を報告するため、駅伝チームの選手と校長、

顧問の訪問を受けた。選手は1年生4人、2年生1人、3年生3人というチーム。控えも含まれるとはいえ1年生が入ったチームなので来年以降にも期待をしている。

・ 1月12日 任期付職員採用面接について

行政と保育士と建築の部門で育児休暇を取っている職員の補充ということで、任期付き職員の採用面接を行った。

・ 1月19日 北総教育事務所長による校長面接について

1月14日・17日の教育長面談の内容を踏まえて、各小中学校長が北総教育事務所長に対し来年度の人事構想を話す席に同席した。

・ 1月20日 千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修について

小川委員、秋山委員とともに参加した。市川市教育委員会の元教育次長で、現在は市町村アカデミーの客員教授である大塚康男氏から、学校現場の危機管理、学校で起きた事故への対応術と言う内容の講演を伺った。既知の事柄ではあったが、再認識をする機会としては良かったと思う。しかし、出来れば現場の教頭先生などに聞いてもらったほうが良いのではないかという感想を持った。

・ 1月21日 市長就任式について

12月に選挙が行われ、この日に2期目が始まるということで市長就任式が行われた。

・ 1月24日 第4回印旛地区教育長会議について

教育長会議と合わせて臨時の常任委員会も行った。北総教育事務所からの伝達事項のほか、来年度からは教育長会議もテーマを絞って研究等を行ってはどうかとの提案があり、また、来年度以降の表彰規定の見直しについても話し合いを持った。

伝達事項の中では、懲戒処分が非常に多く異例の事態となっている。一度に6件もの処分を行ったのは平成16年以来とのことで、県教育長も臨時の管理職会議を開き訓示を行ったとのこと。臨時の学校教育課長会議も行われるということであった。

《教育長報告に対する主な質疑》

委員：市民運動会の開催母体になることについて、青少年健全育成協議会からは受けられないとの話があったようだが、現在はどのようになっているか。また、健全育成協議会は市内にはいくつあるか。健全育成協議会としては旧下総・大栄地区はまとまっていると思うが。

佐藤教育長：地区対抗にするには青少年健全育成協議会が中心になってもらわないと出来ない。

組織としては区長会や体育指導員、スポーツ団体、PTA、学校なども含まれているので、地域の各種団体が連携する中でやってもらうしかないと思っている。しかし、既に様々な事業を抱えており、更に市民運動会もとなると抵抗もあるようだ。一方で青少年健全育成協議会の役員にうまく伝わっていないところもあって、学校が非常に嫌がっているような感覚を持っている方もいる。PTAはPTAとして協力することになっているので理解をいただき、これまで一緒にやってきた方々で、どのようにしていくべきなのか、話し合いを続けたいと思っている。

一部には、意見がまとまらないのなら、運動会を開催しなくても良いのではないかという意見もあり、現在のところ、みんなが同じ方向に向けて動き出すようにはなっていない。再度、担当課で各役員等を回り説明をしていくことになっている。

なお、青少年健全育成協議会は各地区にあり、本城にも1つあるので、市内には計15の協議会がある。大栄・下総地区はそれぞれ1つだが、これまでやってきた運動会の方式が旧成田市とは異なっていた部分もあるし、また、小学校区と健全育成協議会の地域とが一致していないこともある。

委員：先ほどの説明では千葉県教育委員会の懲戒処分が一度に6件もあったとのことだが、新聞記事では千葉県中央部にある学校というような表現となっている。保護者は関心を持っている事柄だと思うので、具体的にはどこの学校なのか、印旛郡が含まれるのか、成田市にもあるのかと聞かれることが多いがどうなのか。

小館学務課長：今回の処分には印旛郡市、成田市は含まれていない。

委員：新聞等に、幼保一元化を推進し子ども園を整備していくという記事が載っていたが、内閣府の方針等について分かれば教えていただきたい。私立幼稚園と市立保育園の関係もあり、成田市の例で言えば大栄幼稚園と大栄保育園が隣接地にあり、該当になるのではないかと感じるがいかがか。

佐藤教育長：成田市の場合は大栄幼稚園と大栄保育園が隣り合っており、幼保一元化というものも視野に入れて、機構改革の中で保育課で担当することとなった。

国の当初案では、10年後には幼保一元化し子ども園をつくるということであったが、思うように賛同が得られず、現在では一元化でも、個別の運営でも最終的には市

町村の判断だと言うことになっている。

関川教育総務部長：学務課が担当していた当時、大栄幼稚園の保護者に説明したことがあるが、その時にはたいへんな反発があった。幼稚園協会の方に話をした際にも今のままで民営化するといっても手を上げる人はいないだろうと言われた。しかし、子ども園というものを行政が手がけて確立し、それを民営化して運営してもらおうと言うような方式であれば請け負ってくれる方もあるのではないかとということだった。

今では、私立幼稚園ではほとんどのところで預かり保育を実施しており、幼稚園教育の仕事だけではなくところまで仕事を広げてきていると言う状況がある。

委員：国で進めていることよりも、私立でも公立でも各幼稚園等が現実的な対応を行っているとの認識でよいのか。

佐藤教育長：認定子ども園という制度を3年位前に作った訳だが、対応しているのは県内でも習志野市のみだったと思う。10年位前に掛川市で幼保一元化という構想が始まり、様々な議論を経て、最終的には認定子ども園という表現になった。幼児教育と保育ということで同一化が難しいところもあったようだ。しかし、現実的には幼稚園では夏休み、冬休み等もあるため親は大変で、一時保育を使いたいとの希望はある。そういう中で、幼稚園としても預かり保育をせざるを得ないと言う現状があるように感じている。しかし、幼保一元化についてはなかなかうまく機能していない。そもそもの管轄が文科省と厚労省ということもあり、幼稚園教諭と保育士という資格の問題もあり、スムーズには進まないというのが現実だと思う。

委員：校長面談があったようだが、市内では今年、久住第一小学校と久住第二小学校、中郷小学校と美郷台小学校の学校統合が行われる。このことに伴い、教職員人事にはどのような影響があるか。

あるいは、東小学校の児童数はどうなり、教職員の数、配置の問題などはどうなるのか、小規模校がさらに小規模化が進む中で、教職員の配置がどうなるのか。どのような協議が行われているのかについてお聞かせ願いたい。

小館学務課長：統合される2校の小学校には加配教員を配置願いたいということはこれまでも

依頼しているが、改めて近々文書でも依頼することとしている。

異動に関しては同一校7年、同一市町村10年という規定を尊重しつつ、力のある職員を残してもらうよう要望している。

東小学校は現在21名だが、今後数年間は毎年数名の入学者ということで、卒業生とほぼ同数であり、しばらくは同規模で推移していくと見込んでいる。教員は基本的にはどの学校も同じ基準で配置されているので、東小学校はすべて複式学級としての配置であり、学級担任としては3名、増置教員が1名という状況である。そこで、市が小規模学校支援教員を2名配置し、6名で学年別の授業ができるようにしている。しかし、正式な学級担任教員としては4名となっている。

委員：久住第二小学校や中郷小学校が廃校になり、スクールバスが運行されるとのことで、バスの運行経路や利用予想等は分かったが、送迎バスに先生などの大人が乗っていないと保護者からすると不安になるのではないかと。幼稚園バスなどは必ず先生が乗っていて安心して預けられる感じがある。現在の検討状況、計画としてはいかがか。

五十嵐教育指導課長：スクールバスについては、現在は大人が同乗することは考えていない。久住地区については現在もコミュニティーバスで通学をしているので、問題なくスムーズに移行できるのではないかと考えている。

中郷地区についてはバス通学ではないので、春休みの時期の学校が始まる前に実際に試験的にバスを走らせ、乗車体験をしてもらい練習をする予定でいる。

委員：久住地区の場合は一般乗り合いバスと言う形で乗っていると思うが、今後はスクールバスとしての運行となる。大人が運転手だけとなると、事故対応などの面で不安は無いのか。事故が最も発生しやすいという降車時の事故防止などのためにも、何らかの手立ては必要ではないかと思う。

行政が運行するということで十分な安全配慮が求められるので、子どもだけが乗車するバスと言うことになると心配もあるのではないかと感じる。保護者の輪番制による付き添い等の方法もあるかもしれないが、それでは責任の所在等の問題もある。様々な観点から、学校教育の一貫の中で生じてくる問題なので、統合に関してはそのような面からも加配教員が必要なのではないかと感じるがいかがか。

関川教育総務部長：地区の説明会でも、子どもたちが慣れるまでは何らかの対応をせざるを得ないとの話をしたこともある。スクールバスの運行計画の中でも、慣れるまでは何らかの対応をするということで考えなければならない。

統合に当たっては教員を加配する必要があると考えるので、運用を計画する中で、どこまでできるのかを考えたい。子どもたちの中でグループわけなどが出来て、慣れてくるまでの間は何らかの対応は必要であろう。しかしながら、専門の職員を雇って対応すると言うようなことまでは難しいと考える。

委員：バスの運行は誰がやるのか。市の職員が運転するのなら説明会等の中で担当者を紹介しておくこと等により、子どもたちも安心できる面もあるであろうし、運転手に周辺事情を分かっておいてもらうことも出来るのではないかと考えますが。

佐藤教育長：お年寄りの移送サービスのときには、運転手さんに事前に教育をした。そういうことは大切なことであり、必要なのではないかと思う。

関川教育総務部長：委託の際の仕様書作成に際して参考にさせていただき、そういったことにも配慮してまいりたい。

議長：その他なにかございますか。

委員：今年の成人式は良かったと感じた。司会もしっかりしていたし、会場内でも多少騒ぐ参加者もいたが、それが他の地区の参加者にとっては反面教師として勉強になったのではないかと感じた。

遠藤生涯学習課長：内容的には例年と大きくは変わっていないが、新成人が進行をするのを職員がバックアップする形で実施した。うなりくんとチーバくんの登場で会場の雰囲気も良くなった面もあると思う。

また、毎年配布している「成田のはたち」もB5サイズからA4サイズに変えたこと、色調もカラフルにしたことで印象もよくなったようだ。会場周辺で捨てられるようなことは少なかった。今年はアトラクションをなくしたが、参加者たちは会場内外で懇談している姿が見受けられたので良かったのではないかと考えている。

委員：「成田のはたち」には何故、成人者名簿が掲載されていないのか。「はたち」になった成人者が主体となって実施するという事で実行委員会を組織したり、司会進行を任せたりしていると思うが、それにもかかわらず、なぜ名簿を載せないのかと疑問に思うがいかがか。

委員：名簿については、以前に大きなミスがあってそれから掲載しないこととなったようだが、住所や電話番号などは載せないとしても、やはり名前はある方が良いと思う。

遠藤生涯学習課長：検討課題とさせていただきたい。

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号 成田市学校適応専門指導員の設置に関する規則の一部を改正するについて

五十嵐教育総務部副参事兼教育指導課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

一般職職員の勤務時間は、条例改正により、平成21年4月1日より1週間当たり38時間45分(1日につき7時間45分)となっている。学校適応専門指導員の勤務時間は、現行では「1週間につき24時間を下らず、32時間を超えない範囲」(規則第7条)とされており、勤務通知書において週3日の勤務を割振っていることから、1日につき8時間の勤務となっている。現状では1日の勤務時間が一般職職員の勤務時間を超えていることから、成田市学校適応専門指導員の勤務時間を一般職職員の勤務時間の範囲内となるようにし、併せて勤務を要する日を明確にするため、「成田市学校適応専門指導員の設置に関する規則」の一部を改正するもの。

成田市学校適応専門指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則

成田市学校適応専門指導員の設置に関する規則(平成6年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「勤務時間は、1週間につき24時間を下らず、32時間を超えない範囲」の前に「勤務を要する日は、1週間につき3日又は4日とし、その」を加え、勤務時間の「24時間」を「23時間15分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

《議案第1号に関する主な質疑》

委員：休息時間を含む8時間45分を拘束時間とする規程であると思いますが、勤務時間が短縮された時期や法的根拠などを説明願いたい。

五十嵐教育指導課長：一般職の改正については、平成21年4月1日より人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく条例及び規則の改正となっている。平成21年3月の教育委員会会議で規程の一部改正を審議し議決いただいている。

委員：労働基準法によれば8時間の労働に対し1時間の休憩を与えるとの規程であると思うが、法の規定は変わらないが、人事委員会等の勧告に基づき規定すると言うことで理解してよろしいか。市の職員だけでなく教職員もそのようになっているのか。また、これまで市の職員や教職員は7時間45分となっていたにもかかわらず、学校適応専門指導員の方は長時間勤務されていたと言うことか。

関川教育総務部長：教職員に関しては県の勤務時間条例も改正されており、7時間45分となっている。勤務時間は8時から4時30分までとなっている。

五十嵐教育指導課長：学校適応専門指導員は週3日の勤務であり、時間給ではなくて月額報酬での支給となっているので給与に影響はない。本来であれば、平成21年に改正すべきであったものが規程の整備が遅れたもの。

議長：議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 成田市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正するについて

遠藤生涯学習課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

一般職職員の勤務時間は、条例改正により、平成21年4月1日より1週間あたり38時間45分(1日につき7時間45分)となっている。

社会教育指導員の勤務は、現行では「1週間につき3日又は4日とし、その勤務時間は、24時間を下らず、32時間を超えない範囲」(規則第7条)とされており、勤務通知書において週3日の勤務を割り振っていることから、1日につき8時間の勤務となっている。現状では、1日の勤務時間が一般職職員の勤務時間を越えていることから、成田市社会教育指導員の勤務時間を一般職職員の勤務時間の範囲内となるようにするため、「成田市社会教育指導員の設置等に関する規則」の一部を改正するもの。

成田市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

成田市社会教育指導員の設置等に関する規則(昭和51年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「1週間につき3日又は4日とし、その勤務時間は、24時間を下らず、32時間を超えない範囲」を「1週間につき3日又は4日とし、その勤務時間は、23時間15分を下らず、31時間を超えない範囲」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

議 長：質疑は無いので、議案第2号を原案のとおり決定する。

議案第3号 成田市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正するについて及び議案第4号 国及び県の指定等文化財保存事業補助金交付規則を制定するについてを一括審議

遠藤生涯学習課長 議案第3号 成田市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する

について、議案資料に基づき説明

(要旨)

現在、本市の区域内に所在する指定文化財の適正な保存管理及びその活用を図るため、国及び地方公共団体以外の文化財所有者等が行う文化財保存事業に要する経費については、「指定文化財の修理等事業補助金交付要領」によって補助している。今後、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額並びに補助金交付の手續を明確にするため、別添新旧対照表のとおり成田市文化財の保護に関する条例施行規則の一部改正をするもの。

※主な改正点

補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。)

補助金の交付の手續の明確化を図り、別記様式を追加する。

施行日

平成23年4月1日

遠藤生涯学習課長 議案第4号 国及び県の指定等文化財保存事業補助金交付規則を制定する
について、議案資料に基づき説明

(要旨)

国指定文化財、国登録有形文化財及び千葉県指定文化財の保存事業補助金については、現在まで「指定文化財の修理等事業補助金交付要領」で対応してきたが、今後、市指定文化財と同様に補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額並びに補助金交付の手續を明確にするため、国及び県の指定等文化財の適正な保存及び活用を図り、もって文化財の保護の充実に資することを目的として、別添のとおり国及び県の指定等文化財保存事業補助金交付規則の制定を行うもの。

※主な制定事項

補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(国指定文化財、国登録有形文化財については補助対象経費の8分の1以内の額、県指定文化財については補助対象経費の4分の1以内の額とする。)

補助金の交付の手続の明確化を図り、別記様式を整備する。

施行日 平成23年4月1日

《議案第3号及び議案第4号に関する主な質疑》

委員：議案第4号で国指定の文化財は補助対象経費の8分の1の補助、県指定の文化財は4分の1の補助となっているが、補助額に差があるのはどういうことなのか。

遠藤生涯学習課長：補助対象経費に対し、国指定文化財の場合は国が2分の1を負担する。県が残りの2分の1つまり補助対象経費の4分の1を負担するので、所有者の負担は補助対象経費の4分の1となる。更にその2分の1、つまり補助対象経費の8分の1を市が補助することで所有者の負担を半減させようとするもの。

県指定文化財の場合には、国の補助はないので、県が経費の2分の1を負担し、所有者が残り2分の1を負担することになる。市は更にその2分の1つまり補助対象経費の4分の1を補助することとし、結果として、所有者が負担すべき額の半額を市が補助しようとするもの。

委員：本来は所有者が全額支出すべきものと法令には書かれ、支出に耐えられない場合は予算の範囲内において補助することとなっている。資金的に余裕があれば補助する必要がないということであろう。例えば成田山新勝寺の場合などは、資金的に自己負担が可能だと思われるが補助を受けているのか。

遠藤生涯学習課長：対象になる物件であっても、新勝寺は申請をしていない。法令どおり自己資金で保存事業の経費は支出している。

議長：議案第3号及び議案第4号について、それぞれ原案のとおり決定する。

議案第5号 成田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正するについて及び議案第6号 成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正するについてを一括審議

大木図書館長 議案第5号 成田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正するについて議案資料に基づき説明

(要旨)

本案は、図書館利用者へのサービス向上を図るため祝日開館（1月1日を除く。）を平成21年度より2年間試行してきたが、利用実績などから充実した市民サービスが図られたと判断し、これを本格実施することとし、成田市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正しようとするもの。

また、成田市障害者福祉手当支給条例の制定及び関連する条例改正に伴い成田市立図書館の管理及び運営に関する規則の条文中に引用する条例名を改正しようとするもの。

規則施行予定日 平成23年4月1日

大木図書館長 議案第6号 成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正するについて議案資料に基づき説明

(要旨)

本案は、祝日開館に伴い生涯学習部図書館に勤務する職員の区分及び週休日の一部を改正しようとするもの。

訓令施行予定日 平成23年4月1日

成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程

成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表 生涯学習部図書館に勤務する職員の項を次のように改める。

生涯学習部図		午前8時30	1時間とし、そ	月曜日（国民の
--------	--	--------	---------	---------

書館に勤務する職員		分から午後5時15分まで	の時限は、教育委員会が別に定める。	祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)及び4週間について職員ごとに定める4日
	火曜日から金曜日まで	午前10時30分から午後7時15分まで		

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

議 長:議案第5号及び議案第6号については特に質疑がないので、原案のとおり決定する。

(これより非公開とする。)

議案第7号 平成23年度教育委員会当初予算案について

《議決結果》

可 決

(ここで非公開を解く。)

《休 憩》

《再 開》

(2) 報 告

報告第1号 学校給食施設整備実施計画(案)について

古閑学校給食センター所長 報告資料に基づき報告

(要旨)

最初に2つ訂正を願う。Ⅰ. 各学校における給食施設整備の可能性の2. 給食施設の整備可能性の検討において、その後の評価表では遠山中学校も設置可能としているにもかかわらず、設置可能校から漏れている。下から3行目、美郷台小学校の次に遠山中学校を加える追加をお願いする。

2つ目は、Ⅱ. 給食施設配置計画の2. 将来給食数の算出及び組み合わせの検討の項で表の右側中段に統合後の食数を示してあるが、31番は美郷台小学校のみの数値で、統合後は33番にあるので、統合後という文言は31番と32番の間に入ることとなるので、訂正をさせていただきます。

実施計画の基本的な考え方は、昨年11月に報告させていただいた内容と変わっていない。庁内検討委員会に諮り、表現の仕方や説明の方法など、判りやすく修正を加えた。更に、実施計画を策定する目的から現状把握、検討、最終結論、課題の整理というように時系列に従い構成し直した。

また、昨年度末に意見公募、パブリックコメントを実施し、市民の皆様にご意見をいただいたので、ご意見の趣旨と、それに対する市の考え方を掲載した。このようなことで、最終案として取りまとめたので報告するもの。

今後成果品とするまでに、更に漏れ落ちや内容の整合などを確認する。

報告第2号 第2次成田市生涯学習推進計画(原案)について

遠藤生涯学習課長 報告資料に基づき報告

(要旨)

生涯学習推計画については、昨年度に実施した市民意識調査の報告、昨年実施した骨子案、素案の報告さらに12月には、広く市民の皆さまの意見を伺うためパブリックコメント(12/15～28)を実施したが意見等はなかった。

今回の説明については、今までとの変更カ所について説明させていただく。

第3節 成田市における生涯学習の将来像の項だが、本市の次期実施計画において、成田国際文化会館施設整備事業、赤坂センター地区複合施設整備事業、市民ギャラリー運営事業が計画されていることから、10年後には市民がそれらの施設を活用している姿が示されている。

第2章「だれもが主役」の3.生涯学習活動の場の充実の項で、現状と課題の中にも、文化会館、赤坂センター地区、市民ギャラリーの施設整備について追加させていただいた。

同じく「いろいろな学習」の2. 地域文化の創造・振興の(2)事業の展開の①の芸術文化活動の推進についても、次期実施計画において予定している『文化振興マスタープラン』を策定し、芸術文化活動を計画的に推進する。

同じく「いろいろな学習」の3. 生涯スポーツの振興では、『生涯スポーツマスタープラン』との整合性を図るため修正させていただいた。(字句の修正と対象事業の追加)

第2章「みんなで協働」の1. 生涯学習推進のための人材育成の(1)の現状と課題の中では、『まなび&ボランティアサイト』のさらなる活用を図り、人材、ボランティアの確保について示している。

第4章「数値目標」の4. ボランティア等登録者数だが、数値目標についてより詳細に説明させていただいた。対象は、(まなび&ボランティアサイトへの個人・団体登録者、市民会員、学校支援ボランティア)

その他、一部字句の訂正等をさせていただいた。

今後については、庁内の策定検討委員会を経て、2月中旬に『第2次成田市生涯学習推進計画』が完成するので、3月議会に報告してまいりたい。

委員:字句や表記については今後も見直しをされるということだと思うが、計画を読むと、句読点なども含め文章表現などに気になる点が散見された。内容や表現についての客観的な精査をお願いしたい。

報告第3号 第2次成田市生涯スポーツマスタープラン(原案)について

檜垣生涯スポーツ課長 報告資料に基づき報告

(要旨)

生涯学習推進計画同様にパブリックコメントを実施したが、特に問題等はなかった。

第2章「成田市のスポーツを取り巻く環境」の項、9. 成田市の動きの中に「スポーツ健康都市宣言」が平成16年11月7日に決まっているので加えた。

第3章「基本的な考え方」、第4節のプランの全体構成として、施策の体系から重点施策、数値目標までスポーツマスタープランをまとめたものを表にして入れた。

第4章「施策の体系」では、基本理念、プランの4つの目標、12の施策、24の主要事業を入れた。

その他、字句の見直し等を行う。

報告第4号 施設命名権（ネーミングライツ）について

檜垣生涯スポーツ課長 報告資料に基づき報告

（要旨）

平成21年2月3日に成田市と株式会社サウンドハウスとで締結した「成田市中台運動公園の施設命名権に関する契約」を、平成23年3月31日付けで契約解除することになる。

「成田市中台運動公園の施設命名権に関する契約」では、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで使用される印刷物については、「愛称」と「正式名称」を併記し、それ以降は「愛称」のみを使用することとなっているが、昨年11月に開催した「成田POPラン大会」のパンフレットの中で、「愛称」と「正式名称」の併記があったことから、サウンドハウス側から契約の解除を申し入れされた。

その後、契約の継続に向けて協議を重ねてまいったが、成田市の考えるネーミングライツは、「民間企業等との協働により、新たな財源を確保し、全市的な市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とした施設命名権」としているのに対し、サウンドハウス側の考え方との間で認識の差があることが分かった。

成田市としては、協議の中で理解を得ようとしたが、合意には至らず、契約解除の申し入れを受け入れることとしたもの。

委員：今後についてはどうなるのか。利用者からすると、施設名称については併記しないと分からないと言う実態があると思う。

吉田生涯学習部長：契約解除ということなので名称は元に戻る。そして、新年度に向けて新たな契約者を探すということとなる。

サウンドハウス側とすれば当初から併記しないで欲しいとの要望もあったが、市民の混乱を回避するという必要性から、せめて一年間は併記させて欲しいとの交渉をして理解していただいていたと言うこと。

委員：市民感情からすれば、あまり命名権の売却益に固執する必要はないのではないかと。むしろ行政の継続性というもの、施設名称のわかりやすさということの方が重要なのではないかと考えていると思う。

4. その他

・成人式について

遠藤生涯学習課長 資料を配布し説明

教育長報告の中で成人式に関する質問に答えたので、参加人数等については別紙を参照いただきたい。

5. 委員長閉会宣言